

工 事 概 要

伐採木搬出工					本	32

施 工 理 由

東山自然緑地で過年度に伐採した樹木の堆積材を搬出し処分するものである。						
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年6月	
基 準 適 用 年 月	2026年6月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
公園施設等撤去・移設工	伐採木搬出工	伐採木運搬A	幹周C=50cm以下, 樹木長さL=7m以下, 積込含む		本	25,590	施工費	
		伐採木運搬B-1	幹周C=100cm以下, 樹木長さL=7m以下, 積込含む		本	44,460	施工費	
		伐採木運搬B-2	幹周C=100cm以下, 樹木長さL=12m以下, 積込含む		本	77,000	施工費	
		伐採木運搬C-1	幹周C=150cm以下, 樹木長さL=7m以下, 積込含む		本	103,300	施工費	
		伐採木運搬C-2	幹周C=150cm以下, 樹木長さL=12m以下, 積込含む		本	127,900	施工費	
		伐採木運搬D	幹周C=200cm以下, 樹木長さL=12m以下, 積込含む		本	163,800	施工費	
		伐採木運搬E-1	幹周C=250cm以下, 樹木長さL=15m以下, 積込含む		本	331,600	施工費	
		伐採木運搬E-2	幹周C=250cm以下, 樹木長さL=20m以下, 積込含む		本	440,800	施工費	
		枝葉運搬	積込含む		t	46,510	施工費	
	運搬処分工	運搬処分A	枝葉		t	18,300	施工費 処分費	うち処分費 12,000円
		運搬処分B	幹		t	6,928	施工費 処分費	うち処分費 1,000円

設計内訳書（本01）

工事名	東山自然緑地伐採木搬出業務委託					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
植栽			式	1				
公園施設等撤去・移設工			式	1				
伐採木搬出工			式	1				
伐採木運搬A		幹周C=50cm以下, 樹木長さL=7m以下, 積込含む	本	5				単 1号
伐採木運搬B-1		幹周C=100cm以下, 樹木長さL=7m以下, 積込含む	本	10				単 2号
伐採木運搬B-2		幹周C=100cm以下, 樹木長さL=12m以下, 積込含む	本	4				単 3号
伐採木運搬C-1		幹周C=150cm以下, 樹木長さL=7m以下, 積込含む	本	4				単 4号
伐採木運搬C-2		幹周C=150cm以下, 樹木長さL=12m以下, 積込含む	本	6				単 5号
伐採木運搬D		幹周C=200cm以下, 樹木長さL=12m以下, 積込含む	本	1				単 6号
伐採木運搬E-1		幹周C=250cm以下, 樹木長さL=15m以下, 積込含む	本	1				単 7号
伐採木運搬E-2		幹周C=250cm以下, 樹木長さL=20m以下, 積込含む	本	1				単 8号
枝葉運搬		積込含む	t	8				単 9号
運搬処分工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	東山自然緑地伐採木搬出業務委託					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処分A		枝葉	t	8				単 10号
運搬処分B		幹	t	23				単 11号
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

單僱使用年月	2026. 06
步掛適用年月	2026. 06
勞務調整係數	1. 000-00000 0. 0 0

– 3 –

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	伐採木運搬B-1	幹周C=100cm以下, 樹木長さL=7m以下, 積込含む	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	造園工							
	R0104		人	9. 3				
	特殊作業員							
	R0101		人	6. 9				
	チェーン[カゝソリエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 080L	0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0日, 交替制を 適用しない, 0, しない, しない, 4時間	日	2. 4			単 12号	
	K2035004							
	合計							
	単価						円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 3号	伐採木運搬B-2	幹周C=100cm以下, 樹木長さL=12m以下, 積込含む	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	造園工							
	R0104		人	15				
	特殊作業員							
	R0101		人	13. 2				
	チェーン[カゝソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 080L	0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0日, 交替制を適用しない, 0, しない, しない, 4時間	日	3			単 12号	
	K2035004							
	合計							
	単価						円／本	

單僱使用年月	2026. 06
步掛適用年月	2026. 06
勞務調整係數	1. 000-00000 0. 0 0

– 6 –

單僱使用年月	2026. 06
步掛適用年月	2026. 06
勞務調整係數	1. 000-00000 0. 0 0

– 7 –

1 次单価表

單價使用年月	2026.06
步掛適用年月	2026.06
勞務調整係數	1.000-00000 0.0 0

[illegible]

單僱使用年月	2026. 06
步掛適用年月	2026. 06
勞務調整係數	1. 000-00000 0. 0 0

– 9 –

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 8号	伐採木運搬E-2	幹周C=250cm以下, 樹木長さL=20m以下, 積込含む	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	造園工							
	R0104		人	82. 8				
	特殊作業員							
	R0101		人	79. 2				
	チェーン[カゝソリエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 080L	0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0日, 交替制を 適用しない, 0, しない, しない, 4時間	日	10. 2			単 12号	
	K2035004							
	合計							
	単価						円／本	

單僱使用年月	2026. 06
步掛適用年月	2026. 06
勞務調整係數	1. 000-00000 0. 0 0

- 11 -

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号	運搬処分A	枝葉	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラックによる公園外への運搬			台	0. 69			単 13号	
処分費(t)			t	1			単 14号	
WB020052			t	1				
諸雑費(まるめ)			式	1				
ZS3000004			式	1				
合計								
単価							円／t	

單僱使用年月	2026.06
步掛適用年月	2026.06
勞務調整係數	1.000-00000 0.0 0

– 13 –

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 12号 K2035004	チェンソー[カソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 080L	0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0日, 交替制を 適用しない, 0, しない, しない, 4時間	単位	日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
カソリン レギュラー Z006704001			L	1. 52				
チェンソー[カソリンエンジン] 鋸長600mm 排気量0. 080L M002035004		運転日当り運転時間:4 h	日	1				
諸雑費(まるめ) ZS3000004			式	1				
合計								
単価							円／日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 13号	トラックによる公園外への運搬		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック[普通型] 2t積 K0302002		0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0時間, 交替制 を適用しない, 0, しない, しない, 0時間	時間	1. 4			単 16号	
諸雑費(まるめ) ZS3000004			式	1				
合計								
単価							円／台	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 14号 WB020052	処分費(t)		単位	t	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 枝葉 Y007600001001			t	100				
合計								
単価							円／t	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 15号 WB020052	処分費(t)		単位	t	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 幹 Y007600001002			t	100				
合計								
単価							円/t	

3 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 16号 K0302002	トラック[普通型] 2t積	0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0時間, 交替制 を適用しない, 0, しない, しない, 0時間	単位	時間	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手(一般)								
	R0115		人	0. 21				
軽油								
	Z006702002		L	3. 9				
トラック[普通型] 2t積								
	M000302002		時間	1				
諸雑費(まるめ)								
	ZS3000004		式	1				
合計								
単価							円／時間	

特記仕様書（個別工事編）

委託業務名 東山自然緑地伐採木搬出業務委託

履行場所 京都市山科区御陵田山町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「クールタイム・シフト工事」の試行）

- 1 本工事は「京都市建設局クールタイム・シフト工事」の対象（受注者希望方式）であり、「京都市建設局クールタイム・シフト工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000354379.html>に基づいて実施する。
- 2 受注者は、実施を希望する場合、実施開始までに、実施期間及び実施内容を発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、その実施内容を反映させること。
- 3 施工計画書提出後に実施の協議が整った場合は、変更施工計画書に、その実施内容を反映させること。

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第6条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とする。

なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

第7条（技術者の配置）

- 1 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者を1名以上配置すること。また、作業中には、作業責任者として下記の資格及び経験を有するものを常駐させることとするが、(ア)の資格を有する者が望ましい。

作業責任者は、業務計画書等に明記し、書面をもって通知すること。なお、作業責任者は、主任技術者及び現場代理人を兼務することができるものとする。

(ア)街路樹剪定士（社団法人 日本造園建設業協会の認定資格）

(イ)造園技能士 2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）

(ウ)街路樹等の剪定業務または、植栽工事に直接従事した実務経験が7年以上

(ア)を有する者は、街路樹剪定士証又は街路樹剪定士認定証の写しを、(イ)を有する者は、2級技

能検定合格証書の写しを提出すること。また、(ウ)を有する者は、経歴書に同等の経験がわかる経歴を記載のうえ、提出すること。

- 2 現場代理人は、その運営、取締りを行うほか、受注者の一切の権限（請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、契約の解除に係るものを除く。）を行使することができるものとし、業務現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ本市との連絡体制が確保されると監督職員が認めた場合には、現場代理人について業務現場における常駐を要しないこととすることができる。現場条件に関する事項

第8条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 急斜面地における作業が多いため、安全に注意し作業を行うこと。
- 2 高所での作業においては、安全対策を十分に行うこと。
- 3 家屋に近い場所での作業が多いため、近隣には十分に注意を行うこと。

2 建設副産物に関する事項

第9条（建設副産物の適正処理）

1 一般廃棄物が発生する場合の対応

業務で発生した資源化可能な伐採した枝葉等については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。ただし、病害虫に侵食された樹木については、この限りではない。

【表－1】に示す建設副産物の受入場所は、積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。（京都市一般廃棄物処分業許可業者については、京都市環境政策局循環型社会推進部のホームページにて確認できる。）

- 2 自社処分を行う場合は、【表－2】に示す処分地等に関する資料を提出すること。また、自社処分を行うことにより、処分費が減額になる場合は、設計変更の対象とする。

【表－1】 建設副産物の受入場所

建設副産物	受入場所	備 考
発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 12.8km
発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 12.8km

【表－2】 自社処分を実施する場合の提出資料

1.	位置図
2.	平面図

3.	公図
4.	登記簿謄本
5.	現地写真
6.	循環型社会推進部資源循環推進課との協議書 (京都市内の処分施設に搬入する場合に限る)
7.	見積書

3 施工管理関係

第 10 条（業務計画書）

- 1 受注者は、契約締結後速やかに「施工計画書作成要領」に従って業務計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、これを遵守して、業務を実施すること。
- 2 作業着手時期及び作業範囲については、監督職員と協議の上、週間工程表及び月間工程表を監督職員に提出すること。
- 3 受注者は過積載防止について、具体的内容を業務計画書に記載すること。
- 4 疏水用地に近接する作業を行う際は、施工協議を行う必要がある。近接時の施工方法や安全対策、疏水用地内の進入方法等について記載を行い、施工の際は厳守すること。

第 11 条（作業計画）

作業着手前に現場確認調査を行い、作業手順を検討したうえで、監督職員と協議した後に業務に着手すること。なお、各作業の開始時期については、監督職員の指示に従うこと。

第 12 条（工程管理）

- 1 受注者は契約決定後直ちに計画工程表を作成し、監督職員に提出し承認を受けて、工程を管理するものとする。実施工程表は、工程が変更するごとに監督職員の指示に従い修正し提出すること。
- 2 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。
- 3 作業日は土日祝を除く平日とし、作業時間は原則として昼間作業は 8:30～17:15 とする。この曜日および時間を変更する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 4 特に本市が指示した場合を除き、官庁の休日並びに夜間（17:15 から翌朝 8:30 まで）における作業は、防災保安上の点検や緊急安全対策作業以外禁止する。
- 5 他の企業・事業者との同時作業となる場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 6 作業計画表及び直近作業の実施状況（工種、樹種、幹周、数量）に関する報告書を提出すること。提出日は毎週木曜日とする。

第 13 条（安全管理）

- 1 作業の際には、実施現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物または人畜に損傷がないよう十分に注意すること。与えた損害については受注者がその責に任ずるものである。
- 2 現場での作業期間中は、作業標示板、協力依頼板、作業範囲への立入防止措置等の安全施設を設

置し、公園利用者の安全を確保すること。公園（園路の通行者が常時いる）という特異性を充分に留意して取り組むこと。

- 3 保安施設等を十分完備し、作業方法等を監督職員とよく協議して、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じること。
- 4 利用者の進入がないように、作業範囲にあたる区間の起終点をカラーコーン及びバーで閉鎖するとともに、作業車両も囲むこと。また、利用者が付近を通行する時には注意喚起し、誤って作業範囲内に進入した時には、すみやかに作業範囲外に誘導すること。
- 5 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。
- 6 作業用車両を現場に出入りさせるときは、必ず監督職員が指定する道路より行うこと。
- 7 作業周辺道路へは、一切、資材運搬車等の作業用車両が待機や駐車することがあってはならない。作業関係者の車両についても同様である。
- 8 作業で使用する建設機械は日々回送を行い、作業区域内及び周辺に存置してはならない。
- 9 資材などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は直ちに清掃・補修を行うこと。作業完了に際しては、跡掃除を行い、不要残材等の類は監督職員に確認を受けたうえで処理・処分すること。

第 14 条（安全・訓練等）

- 1 受注者は、本業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、これを業務計画書に含めて督職員に提出するものとする。共通仕様書（1-1-1-27）「工事中の安全確保」、及び（1-1-1-33）「交通安全管理」を厳守するとともに、現場及び一般車両の安全管理に努めること。
- 2 受注者が実施する安全・訓練等は、作業着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の間を割り当てることとし、その実施内容については、下記の項目から適宜選択するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚材料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 本業務における災害対策訓練
 - (5) 本業務現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 3 安全・訓練等の実施状況について、工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

第 15 条（市民対応）

- 1 本業務は、公共性の高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- 2 作業中、利用者からの要望、近隣住民及び通行車両等からの苦情、事故の発生などがあった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。特に近隣地元より要望のある場合は、受注者が積極的に調整し、解決すること。

第 16 条（写真管理）

本業務は、検査員の現地検査により完了の確認を行う。検査を補助するものとして、出来形と作業

状況（安全管理体制、作業黒板、出来形寸法等）が明確に分かる写真や資料を提出すること。作成要領は必携に準じるが、業務委託名、公園名、工種、樹種、幹周、年月日等を黒板に記入して撮影し、【別紙－1】のとおり写真整理すること。また、撮影数量等は、ランクごとに1箇所1組撮る。

第17条（出来高管理）

幹周、長さ等を記入し、ランク別に本数を表にして提出すること。

第18条（検査）

受注者は、完了検査及び既済部分検査を受ける場合は、検査に必要な資料として作業写真、出来高数量表、処分伝票、その他監督職員の指示した資料を提出しなければならない。なお、出来形数量表は、集計したものを印刷するとともに電子データを提出しなければならない。

第19条（作業上の留意事項）

- 1 本業務においては、対象となる植物の特性や当該作業の目的及び、対象植物に及ぼす影響の強さ等を十分に理解し、生き物である植物に対して、細心の注意を払って実施すること。

4 その他事項

第20条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書は、工期末の35日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類は、検査が受けられる状態で工期末の14日前までに東部土木みどり事務所に提出すること。

第21条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第 22 条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（１） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web 会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

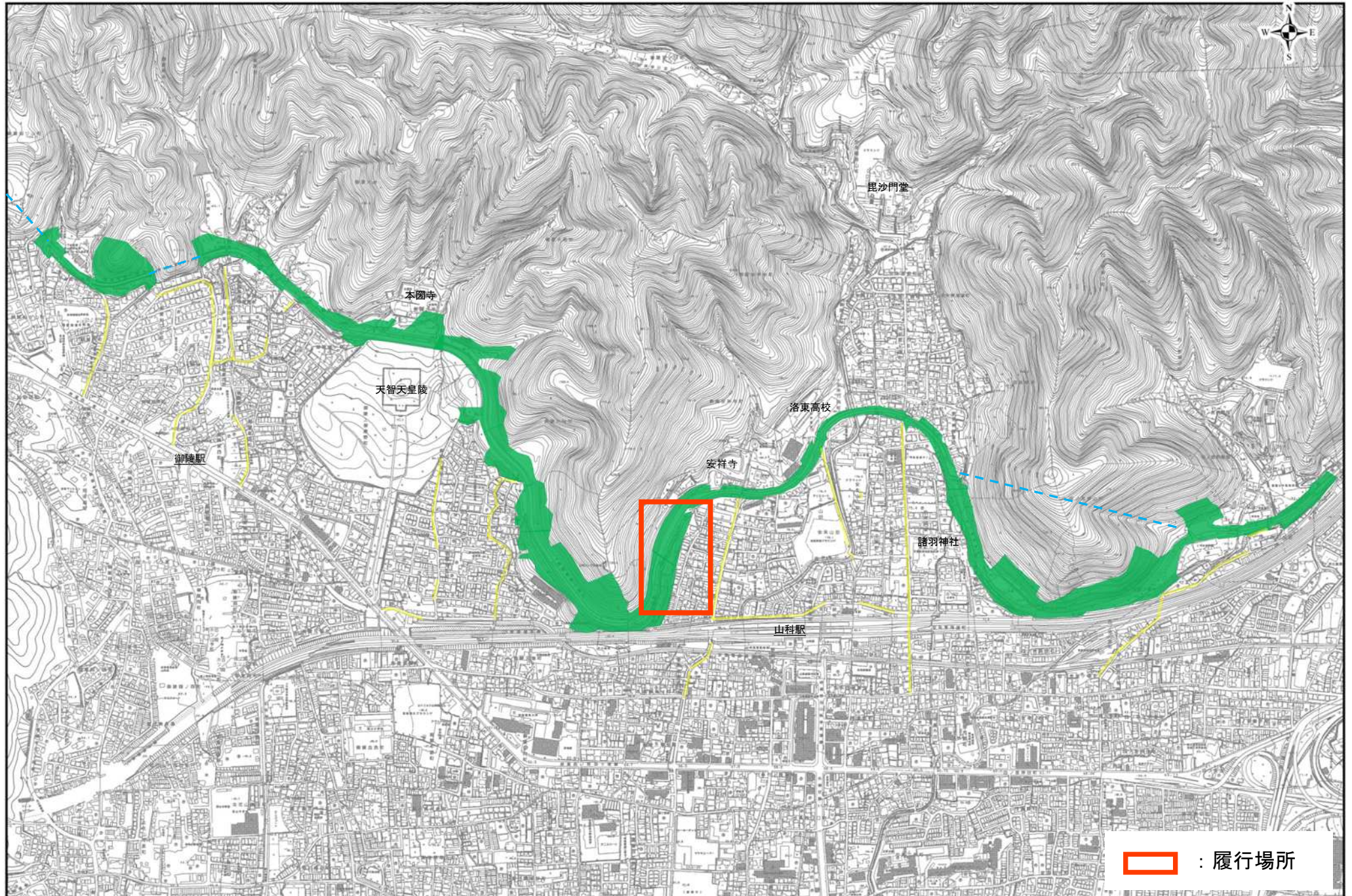
なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1 点の加点とする。

位置図

京都市山科区御陵田山町他地内



詳細位置図

履行場所

平成
四
年
度
測
量

京
都
市
水
道
局
技
術
本
部
浄
水
部
産
水
事
務
所

①

山科御陵安祥寺

龍国寺

山科御陵田山町

- ③⑩伐採木B-1 (C=57cm, L=6.0m)
- ③⑪伐採木C-1 (C=120cm, L=4.5m)
- ③⑫伐採木C-2 (C=133cm, L=8.0m)

駐車を借りて利用できる見込み

駐車を借りて利用できる見込み

- ①伐採木C-1 (C=140cm, L=6.9m)
- ②伐採木B-1 (C=84cm, L=6.8m)

- ③伐採木A (C=48cm, L=4.4m)
- ④伐採木B-1 (C=90cm, L=4.4m)
- ⑤伐採木B-2 (C=75cm, L=8.8m)

- ⑥伐採木C-2 (C=115cm, L=9.4m)
- ⑦伐採木C-2 (C=106cm, L=8.5m)
- ⑧伐採木B-1 (C=89cm, L=4.5m)
- ⑨伐採木E-1 (C=201cm, L=13.0m)

- ⑩伐採木D (C=152cm, L=8.0m)
- ⑪伐採木C-1 (C=124cm, L=5.8m)
- ⑫伐採木E-2 (C=241cm, L=17.2m)
- ⑬伐採木C-2 (C=106cm, L=10.0m)

- ⑭伐採木B-2 (C=60cm, L=10.0m)
- ⑮伐採木C-1 (C=142cm, L=5.0m)
- ⑯伐採木C-2 (C=110cm, L=10.0m)
- ⑰伐採木B-1 (C=80cm, L=6.7m)
- ⑱伐採木B-1 (C=61cm, L=6.5m)
- ⑲伐採木B-2 (C=85cm, L=10.3m)
- ⑳伐採木C-2 (C=129cm, L=8.0m)

- ①伐採木B-1 (C=68cm, L=4.0m)
- ②伐採木B-1 (C=70cm, L=6.0m)
- ③伐採木B-1 (C=70cm, L=7.0m)
- ④伐採木B-1 (C=70cm, L=7.0m)
- ⑤伐採木A (C=47cm, L=4.0m)
- ⑥伐採木A (C=45cm, L=6.0m)
- ⑦伐採木A (C=49cm, L=4.0m)
- ⑧伐採木A (C=50cm, L=3.5m)
- ⑨伐採木B-2 (C=70cm, L=9.0m)

記号	境界点の種別
	石・板・プレート コンクリート杭・杭
	境界点 (築造後)

- : 東山自然緑地
- : 対象樹木